

令和3年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	令和4年3月7日（月）、3月16日（水）～4月4日（月） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学 ※一部回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 令和3年度(上半期)の総合評価落札方式の発注状況について(報告事項)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事2 令和4年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

技術提案の採否通知に対する問合せの手続きを導入することに異論はないが、申請者に対して問合せの方法をどのように周知するのか。

【事務局】

入札公告及び入札説明書に具体的な方法を明記することになる。

【委員】

提出期限の設定について、土日や年末年始などの裁判所の閉庁日の取り扱いはどう考えているのか。

【事務局】

裁判所の閉庁日は期限に含まれない。

【委員】

他の公的発注機関においてもこのような手続きを導入しているのか。

【事務局】

国土交通省や法務省において導入されていると聞いている。

【委員】

裁判所も他の省庁にならって導入するものと理解してよいか。

【事務局】

御理解のとおりである。

【委員】

この手続きを導入しない場合には、代替する手段はあるのか。

【事務局】

司法行政文書の開示手続によって文書の開示を受けることは可能である。

【委員】

手続きの流れとして、技術提案の採否通知と入札とは同じ時期に行われているのか。

【事務局】

技術提案の採否通知を行った後に入札を行っている。

【委員】

これまでは、申請者は技術提案の評価結果を知らない状況で入札に臨んでいたというところか。

【事務局】

採否通知において、採否の結果及び採用した技術提案が標準かそれ以上かを通知しており、その限度で評価結果を認識していることになる。

【委員】

採否結果は、数量として把握できる定量的な提示方法なのか、それとも標準案との比較による定性的な提示方法なのか。

【事務局】

定性的な提示方法である。

【委員】

この手続きを導入することで、申請者に通知する内容は何か変わるのか。

【事務局】

通知する内容に変わりはない。

【委員】

提案ごとの点数までは通知しないにしても、合計点は通知しているのか。

【事務局】

採否結果通知の時点での通知はしていない。

【委員】

技術提案に対する点数を把握したうえで入札に臨めるかどうかは、入札者にとって重要な事項であると考えられるため、引き続き他省庁の運用状況も確認しながら運用されたい。

【事務局】

御意見は承った。

議事3 令和4年度における競争参加資格の設定について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

新型コロナウイルス感染拡大下における円滑な発注を目的とした参加可能等級の拡大（以下「本取組み」という。）は、他省庁と同じ内容となっているのか。

【事務局】

他省庁の運用の詳細は承知していないが、国交省においても円滑な発注に向けた取り組みが行われていると聞いている。

【委員】

参加可能等級を上位等級に拡大した場合、工事経験が豊富な技術者を抱える企業が参加することで、総合評価の技術力で差がついてしまい、下位等級の業者の受注機会を損なわせる可能性はないか。

【事務局】

現状ではそのような事態が生じているとは認識していない。

【委員】

本取組みを実施しない場合には、不調案件が増える可能性もあるのか。

【事務局】

直ちに不調案件が増えるかは分からないが、平均入札者数が上昇傾向にあることからすれば、本取組みが入札参加者数の増加に繋がっている面はあると考えている。

【委員】

新型コロナウイルス感染拡大を本取組み導入の理由としているが、収束すれば見直すことになるのか。

【事務局】

あくまで新型コロナウイルス感染対策下における特例的な措置であり、収束が見えてきた際には再検討することになる。

【委員】

今後、一般管理費の割合が引き上げられ価格競争の範囲が狭まると、技術力で高い評価を得やすい大企業にとって有利な環境となり、この緩和策への不公平感による不満が出てくるのが危惧される。他省庁の状況を確認しておいたほうがよいと思われる。

【委員】

参加等級を拡大することにより、参加者の増加を期待するということは、その目的が達成された時点で、緩和策の終了時期を見極めていくことが必要と考える。

【事務局】

御意見は承った。

議事4 令和4年度の審査対象案件の抽出について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

本委員会では全ての技術提案評価型の案件を審議しているが、今後、案件数や時間的な制約により、全てについて審議できない場合が起こるかもしれない。その際には、案件の選別について委員の意向を反映させるものとされたい。以前、裁判所以外の発注機関の委員会において、委員会ではなく事務局が選別を行ったことにより、重要案件が審議対象とならなかったため厳しい指摘を受けた例がある。

【事務局】

現時点では、技術提案を求める全ての案件を審議していただくことになると考えている。今後、想定を超えるほど多くの案件の審議が必要となった場合には、進め方について委員会に相談させていただくこととしたい。

【委員】

今の世界情勢は非常に緊迫している状況にあり、日本においても自然災害のリスクを常にかかえていることから、予定以上に工事数が増えることはありえないことではない。是非そのように進めていただきたい。

議事5 令和3年度審査対象案件の経過報告について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

今年度審議対象となった案件の落札率を確認したい。

【事務局】

鳥取と佐賀の設計業務はプロポーザル方式による調達であり、入札は行わないため落札率は存在しない。大阪耐震改修工事の落札率は92.69%である。

【委員】

次回より入札を行った案件については、資料の中に落札率を記載していただきたい。

【事務局】

了解した。

議事6 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について

津地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

庇やカーテンウォールが複雑に入り組んだ南面に関する提案としたことについて、これまでの委員の意見を踏まえた新しい視点での提案となっていることは評価したい。しかし、外壁の品質向上に関する提案という表現でまとめてしまうと、南面以外の面にも共通する一般的な仕上げに関する提案も多く出され、最も求めたい南面についての提案が少なくなるのではないかと危惧される。提案の表現を工夫してはどうか。

【事務局】

公告時においては、評価項目だけでなく提案の範囲として、金属パネルやアルミ製建具、カーテンウォール、庇などの南面についての記載も提示することから、発注者の意図は伝わるものとする。

【委員】

正確に伝わればよいが、複雑な南面ではなくシンプルな外壁面の収まりや、タイル施工の工夫に関する提案に重点が置かれてしまうと、従来とあまり変わらない提案となってしまうのではないか。

【事務局】

提案範囲の説明において、南面という文言を追加することで、発注者の意図が的確に伝わるよう工夫したい。

【委員】

南面は形状が複雑であることから、これについての提案を求めることは適切であると考えが、仮に南面以外に関する提案が出された場合はどう扱うのか。

【事務局】

提案範囲に南面という文言を追加することで、南面を主とした提案が出されると思われるが、南面以外の提案であっても、南面にも関連する内容であれば評価できるものとする。

議事7 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価項目の設定について
津地家簡裁庁舎新営電気設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

リモートによる監督は他省庁でも実施しているのか。

【事務局】

実施している省庁もあると聞いている。

【委員】

今の提案内容では、リモートでの監督により現地を確認する機会が減少することで品質管理が不十分となり、直接現場を確認する場合と同等の監督ができないことを認めているように捉えられる。また、監督の不足部分を、基幹技能者が担保するように読み取れるが、基幹技能者は協力会社に属する者であり、監督の代替として責任を負う立場にはない。発注者としての責任を受注者側に負担させるような提案にも思える。

【委員】

発注者が行う監督と、受注者が行う工事管理はそれぞれ異なる業務であるところ、繋ぎ合わせて、補完する関係として捉えていることに違和感がある。

【事務局】

監督業務として現地に出向く回数が減少してはいるが、リモートによって今のところこれまでと同等の監督業務は実施できているものと考えている。本提案はこのような実状を踏まえた上で、現場における品質管理の向上に係る提案を求めることが主眼であり、リモート監督による不足分を補うための提案を求めているわけではない。

【委員】

監督は100%リモートで行っているのか。

【事務局】

100%ではないが、可能な限りリモートで行っている。

【事務局】

新営工事においては監理業務を設計事務所に業務委託しており、我々は発注者としての監督をリモートで行っているという整理である。

【委員】

監督として現場に出向く機会が少なくなる状況を踏まえ、工事の受注者に対して品質向上の提案を求めるという整理であるが、工事監理を委託された設計事務所の役割が不透明である。

【事務局】

従来であればリモートによる監督という表現はしなかったが、コロナ禍による監督体制という点を理解してもらうことを期待してこのような表現としている。この表現がなくても発注者の意図は伝わるものと考えられるので、削除も考えてみる。

【委員】

これまでとは異なる新しい視点での提案となるよう工夫した形跡が読み取れる内容である。コロナ禍という状況変化の中、リモートによる監督を前提とした上で、現場に対して品質管理の工夫を求めるという流れは自然なものとする。ただし、想定される提案事例として、リモートによる監督に関連する内容なら理解できるが、基幹技能者の活用となると品質管理との繋がりにおいて今一つ理解しにくい。他の委員からは発注者としての責任に関する意見もあり、最終的にどう表現すべきか難しい案件である。

【委員】

今の委員の発言が極めて自然な感想であり、この提案内容を素直に読めば辻褃が合っていないことは容易に理解できる。監理業務は設計事務所が実施するとしても、その内容に責任を持つのは発注者である。監理業務やそれに関する打合せも含めてリモートで行うから、現場での確認は基幹技能者に任せるという考えならば、公的機関である発注者のスタンスとしていささか疑問である。また、基幹技能者は、経験豊かな技能者に対する社会的貢献への理解を広めるという側面も踏まえて、国交省と共に進めてきた制度であり、技術提案の一つとして位置づけるものではない。一例として示したのであろうが、基幹技能者を登用することは技術提案ではなく、企業の技術力の一つとして評価するものである。

【委員】

発注者として求めたいのは、品質管理に繋がる確認方法の提案であるにもかかわらず、この表現ではリモートによる監督の工夫に主眼を置いた提案が出される可能性があり、その際には評価に苦慮するのではないか。提案範囲の文章を丁寧に読めば、発注者の意図を正確に伝える表現としては無理があると思われるため、見直しを求めたい。

【事務局】

記載内容について検討し、後日提示させていただく。

議事8 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価項目の設定について
津地家簡裁庁舎新営機械設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

特段の意見はない。

(議事終了)

以下、3月7日の審議における委員からの意見を踏まえ、3月16日から4月4日までに行った
評価項目に対する回議の結果を記載

津地家簡裁庁舎新営建築工事の評価項目の一部追記

津地家簡裁庁舎新営電気設備工事の評価項目の変更

- (1) 概要について事務局より提示
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

議事6の津地家簡裁庁舎新営建築工事における技術提案の評価項目について、委員からの意見を踏まえ、南面を主体とする旨の文言を追記したことについて意見を求める。

【委員】

特段の意見はない。

【事務局】

議事7の津地家簡裁庁舎新営電気工事における施工計画の評価項目について、委員からの意見を踏まえ、配管配線工事に焦点をあてた評価項目に変更したことについて意見を求める。

【委員】

特段の意見はない。